

＼ちゃんとチェック！／ 滋賀県最低賃金

時間額

1,136円

令和8年10月3日発効



滋賀県特定（産業別）最低賃金（時間額）

令和7年12月28日発効

ガラス・同製品、 セメント・同製品、 衛生陶器、 炭素・黒鉛製品、 炭素繊維製造業	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	計量器・測定器・ 分析機器・試験機、 光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	自動車・ 同附属品製造業
1,099円	1,114円	1,105円	1,115円

※1 最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は含まれません。

①結婚手当など臨時に支払われる賃金 ②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③時間外手当
④休日手当 ⑤深夜手当の割増部分 ⑥精皆勤手当 ⑦通勤手当 ⑧家族手当

※2 特定（産業別）最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。

※3 派遣労働者は、派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。



お問い合わせ先

滋賀労働局賃金室
大津労働基準監督署
滋賀労働局のホームページ

077 (522) 6654
077 (522) 6616

彦根労働基準監督署 0749 (44) 8013
東近江労働基準監督署 0748 (22) 0394

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html